

わたしは議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算に反対の立場で、また請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願について賛成の立場で討論します。

最初に、議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算、第6款農林水産業費、第1項農業費の農業公園整備事業費 354万5000円について、わたしは賛成できません。

農業公園建設計画の詳細が議会に示されたのは、昨年9月のことでした。計画では、建設費約20億円、工期は17年間。完成は約20年後になるとされています。最初の5年間はイチゴ園の収穫体験が主な収入源とされていたので、わたしはさっそく富山県南砺市の立野原観光農園を維持管理する方からお話をうかがって、意見を聞きました。立野原観光農園は、もう40年間余りイチゴ栽培に取り組んでいる農園ですが、津幡町が計画するイチゴの収穫体験の収入等に関して、達成可能な数字なのか疑問の声を聞きました。

また12月議会では、わたしは一般質問のすべてを農業公園に費やし、今回3月議会でも農業公園について町長の見解を伺いました。その結果、この農業公園建設計画は多くの問題を含んでいると思われる、わたしは農業公園に対し反対の意見を持たざるを得なくなりました。

町が示す、農業公園における大きな目的、それは3つあります。

- 1) 「農業を中心とした産業振興」
- 2) 「交流機会の確保」
- 3) 「食育の推進」

農業公園の建設費は総額約20億円です。その建設費のうち農業関係といえ、イチゴ園と野菜農園と市民農園、それに柿・梨・葡萄園があり、これらのために約2億2600万円が当てられています。またレストラン・売店・体験学習施設には約1億7400万円という計画であり、総額約20億円のうちの約4億円が農業関係とレストラン施設等に当てるとされています。ではそれ以外は何かということ、農業公園建設費用の大半が倶利伽羅地区の山林の開墾・開拓費用となります。町道を作って切り土・盛り土・残度処理・伐採処理をしてインフラを整備し、山林を開墾したところに、新たに3000本のモミジを植え、シダレ梅園を作り、竹林、芝生広場等を整備するとされています。農業公

園は、農業なのか、公園なのかと問われれば、これは明らかに公園であると言わざるを得ません。目的のひとつに「農業を中心とした産業振興」があげられています。農業はあとからくっつけたおまけではないかとさえ思われます。

また管理運営主体は、津幡町公共施設等管理公社とされています。町が管理運営を公社等に委託すれば、赤字分は町が補てんすることになります。町長は赤字にしないとおっしゃっていますが、あくまでそれは町長の願いであって、町長は黒字となる根拠を示していません。もし赤字になったらその分は町が財政負担をしなければいけない。町長の答弁を聞く限り、完成 20 年後の管理運営についても、黒字の見通しについてきちんと説明されているとは言えません。20 年後というと、わたしも町長もいないかもしれない、また津幡町はないかもしれないという声もあるなかで、そして今後ますます社会保障費等の費用が膨らむ財政事情が予測される中で、そして国の借金が膨らむばかりの日本経済のなかで、20 年後、さらにそれ以降の遠い先の農業公園は、見通しのない無責任な計画ではないかと考えます。これが、わたしが反対する大きな理由の一つです。

また、農業公園の二つ目の目的である「交流機会の確保」についてですが。町長は、メジャー観光地としての農業公園を目指すとし、そのためにはなんとかしてもモミジ山が必要だと言います。町長は、モミジ山の成功事例として、室町時代にさかのぼる、京都の国宝級の東福寺にあるモミジや新潟県長岡市の樹齢 150 年～200 年のモミジ園などを引き合いにだし、だから津幡町の農業公園にもモミジ山が必要なのだと説明しています。歴史ある、国宝級のモミジ庭園を引き合いに出して、津幡町の農業公園のもみじ山の必要性の根拠とするのは、誰が聞いてもおかしな論理ではないですか。津幡町のモミジ山が樹齢 200 年になるには、その間誰がモミジ山の管理をするというのですか。今後の財政負担をどう考えているのか。

三番目の目的である、食育の推進については農業公園がなくても、津幡町なら地域の今ある農業を活かして、食育の推進は十分に可能なはずで。

また町が農業公園について住民への説明会を開催しない理由、なぜ開催しないのかという質問をこの 3 月議会の一般質問で、通告していたにもかかわらず、納得のできる答弁はありませんでした。このような町の姿勢、あるいは町長の姿勢は、住民に丁寧に説明する必要がない、住民の声など聞く必要はないというように思われます。今後農業公園推進協議会で、推進のための意見を聞けば

ことたりるといふことなのでしょうか。

また農業公園は誰の発案で、誰が必要としているのかという通告に対しても、町長は、誰といわなければならないのかと反問権を行使したうえで、結局、農業公園計画がどこから、どのような経緯を経て発案されたのかについてさえ、中身のある答弁はありませんでした。町長は12月議会の答弁で「将来3,000本のもみじが真っ赤になったときに、写真を撮ってポスターにして、私の夢は、そのポスターをべたべたべたっと東京駅のコンコースに張って津幡の農業公園へいらっしやい。金沢駅から車で20分、こう書いたポスターをコンコースにたくさん張りたい。それが私の夢です。」とおっしゃっていましたが、これはだれのお金を使って、どのようにしてやっていくのかということが重要であり、しかも20年先、30年先のことでありますので、責任感を持ってよくよく考えるべきではないか。

倶利伽羅地区を歴史ある地域としても、今後しっかり整備していくことについては、わたしはなんら反対するものではありません。しかし、どこの地域のどの山林であれ、これから山を切り拓いて、17年間もかけて農業公園を作るという計画については、反対せざるを得ません。町は20億円の予算としていますが、17年間の工期ということであれば、まちがいなく20億円を超えるでしょう。それが30億円になるかも、いやもっとかかるかももしれません。よって農業公園建設を具体的に推し進める農業公園整備事業費については賛成できません。

.....

次に請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願について賛成の立場で討論します。

① 特定秘密の対象は1) 防衛、2) 外交、3) スパイを念頭とした「特定有害活動」の防止、4) テロ防止に関する事項とされています。秘密とすることで、海外諸国との連携を図り、地球の平和につながるということであれば、特定秘密は必要であるとも考えられます。

しかし、今回の秘密保護法は、何をしたら罰せられるのか、あいまいで分からない内容となっています。罪刑法定主義に基づけば、どのような行為が犯罪に当たるかを国民にあらかじめ知らせることによって、それ以外の活動が自由であることを保障することが自由主義の原理から要請されます。しかしながら、この秘密保護法はどのような行為が犯罪に当たるかが不明であり、分からないので、国民は何をしてはいけないのか、何をしたら罰せられるのかという法の規定すら分からないというのが、この法律なのです。しかも、

何が特定秘密とされるのかは、時の行政機関の長が指定できるので、国民には何が特定秘密とされたのかもわからないまま、特定秘密保護法に違反したとされる可能性があります。そういう意味で特定秘密保護法は法の体をなしていません。

- ② 行政機関の長が特定秘密を指定することができるということは、特定秘密に該当される情報は国民のものではなく、官僚のものとなります。情報を握る側が特定秘密を指定でき、何を指定したのか国民にしらせないまま半永久的に秘密を保護できる可能性があります。
- ③ これは行政、政府による情報の独占を許し、国民の知る権利や、取材、報道の自由が大きく制約されるということです。
- ④ また、知る権利が大きく制約されるだけでなく、国民は国家に知られない権利を失い、国民は国家に知られない自由が侵害されます。このことは、国防という名のもとで国民のプライバシーが奪われ、警察国家のような状況が生まれてしまう恐れがあります。公安警察の強大集権化の恐れがあります。
- ⑤ このようなことから、行政職員が委縮し、自ら情報を流さないようになることも多いに想像でき、これは情報公開の流れに逆行するものです。
- ⑥ そして裁判の問題です。逮捕状や起訴状、判決文では秘密内容は具体的には明らかにされず、弁護人も秘密の開示対象にならなくなる恐れがあり、そうなるか弁護人は何が秘密なのかかわからないまま弁護しなければならず、そのような弁護は弁護とは言えません。裁判で弁護不可能な状況となります。
- ⑦ また裁判で弁護士や本人が「何が秘密なのか」と検察に質問しても「それは特定秘密に指定されているから明らかにできない」とされて、どのような特定秘密を侵したのかさえわからないまま有罪とされてしまう恐れがあります。
- ⑧ 裁判は、政治犯罪、国民の基本的な権利が問題となっている事件では、憲法82条2項によって公開の原則があるにもかかわらず、裁判で検察官、裁判官、弁護士らは知りえた特定秘密をもらせば、処罰の対象となるでしょう。その場合「特定秘密の漏えい自体をどうやって審議できるのでしょうか」

- ⑨ 数え上げたらきりが無いほど、この秘密保護法には問題があります。国会では第三者機関設置の提案もされていますが、そのようなことで解決できないほど多くの問題を抱えていると判断せざるを得ません。よってこの法案は廃止・撤回とすべきです。

.....

**議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論します。**

議員定数は何を根幹として考えるべきか。まず、議員が議論をするのに何人が必要でしょうか。

議論するうえで最低の人数は3人。採決の時、2対1の構図が必要だからです。では、議会は3人でいいのか。いいわけがありません。たった2人の賛成や反対で決められていいわけがない。議会改革に詳しい専門家の間では、6人から8人が議論に適した人数ではないかという意見があります。津幡町議会では各議案は常任委員会に付託されて審議されています。現在は18人の議員が3つの常任委員会「総務」「文教福祉」「産業建設」の常任委員会に分かれ、6人で議案審議や請願審議を行っています。

もし16人の定数になれば、常任委員会を今の形で維持した場合、一常任委員会は5人の構成となります。委員長は委員会では議長的役割があり、採決時には残り4人での採決となります。2対2の場合には委員長の判断で結果を出すこととなります。この場合3人の賛成、或いは反対があれば決まってしまう。もちろん最終的な判断は本会議での採決によりますが、委員会の判断は重い。たった3人の意見が委員会の判断となります。これでいいのでしょうか。条例改正では議員定数を18人から16人へ削減するとされていますが、もし定数を18人から16人にするならば、常任委員会は2つにするべきであり、一常任委員会は8人構成とするのが望ましいとわたしは考えます。しかし今回の議員定数を16人にする案は、16人にした場合の議会のあり方を考察してもいなければ、16人でどのようにして議会を運営していくのかを協議したうえでの議員定数削減ではありません。議員定数を決めるにあたっては、その人数で議会運営をどうすべきかが最大課題であるはずなのに、そのことについて十分に議論されていません。

また議会改革＝議員定数の削減のように、一部、新聞報道等でも言われていて、社会の流れだというような風潮がありますが、議会改革＝議員定数の削減では決してありません。町民の方々にも聞きたい。本当に議員を減らしていい

のですか。たとえば、女性は社会の半分を占めているのに、女性の議員は本当に少ない。議員定数を減らせば、組織票を持つ議員が長期にわたり議会運営をすることになる可能性はおおいにあります。議員を削減して、町民の多様な意見を反映できるのか。本当に町民はそれでいいのですか。市町村の議員定数は条例で定めることになりましたが、津幡町の規模の場合、地方自治法では 26 人が上限とされていました。

次回の選挙によって選ばれた議員が本来の議会改革を進めたうえで、議員定数については町民の意見も聞いたうえで考えればよいとわたしは思い、今回の議員定数削減には反対します。